○教科書の給与

•概要

(1) 教科書の給与事務及び、給与が完了した時(前期用・後期用・前期転学用・後期転学用の別)に給与の 事実を明らかにするために給与児童(生徒)名簿と受領証明書明細表を作成する

•関係法令等

- (1) 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第3条、第5条
- 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第1条、第2条、第3条、第5条 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則第2条、第3条、第5条

事 黎 加 理

<u>・事務処理</u>							
時 期		処	理	内	容		
受領•照合	① 前 に照 ② 後	書店より教科書を受領 期用給与日には、受領 合する 期用給与日には、受領 合する	頂した教科書冊				
配付	教科書を各学年又は学級、教科毎に区分し、学級に配布する						
給与・点検	前期用は、入学式(始業式)の当日、後期用は9月1日に、校長が無償給与の趣旨をよく説明して児童生徒へ給与する(学級担任が代わって給与してもよい) この際、教科書を点検させ、不良教科書があった場合は、取次書店に連絡し取り替える						
給与名簿 の作成	学級担任に教科用図書給与児童(生徒)名簿用紙を配布し、作成について指導する						
	前期用	児童(生徒)名簿	算(4月6日の	生籍)と納入指え	示書(前期用))の員数を確	認する
	後期用	児童(生徒)名簿	寛(9月1日の福	玍籍)と納入指え	r書(後期用))の員数を確	認する
給与名簿 照 合	前 期 転学用	転入児童生徒名簿 員数を確認する	算(4月7日~	8月31日まで) と	と納入指示書	(前期転学用) の
	後 期 転学用	転入児童生徒名簿 員数を確認する	算(9月2日~	2月末日まで) と	比納入指示書	(後期転学用) の
受領証明書 明細表の作成	納入指示書控、教科用図書給与児童(生徒)名簿に基づき、教科用図書受領証明書明細表(3部)を作成する。「発行者交付」1部、「実施機関控」2部、いずれにも取次書店の確認印(私印)を押印してもらう						
決裁	校長の決裁を受ける						
提出	地教委へ教科用図書受領証明書明細表を2部(「発行者交付」1部、「実施機関控」1部) 及び教科用図書給与児童(生徒)名簿各1部、データを収めたFDを提出する 学校に「実施機関控」1部を保管する						

•留意事項

- (1) 小学校1年生には、給与袋に入れて給与する
- (2) 長期欠席者で、所在不明の者及び欠席理由のはっきりしない者については、その児童生徒が学校に出てきた時点で納入指示し給与する
- (3) 納入指示した場合においても、4月6日及び9月1日に欠席しているようであれば一旦取次書店に返付し、学校に所在不明の教科書が残っていないように注意する。ただし、病気等により $1\sim2$ 日後に登校できる場合は、給与できるよう準備し保管する
- (4) 児童生徒の異動により過不足がある場合は、納入又は返付指示書を作成する
- ※ 教科書受領冊数集計システム(操作マニュアル)を参照

以下余白